

生駒市勤務情報システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 契約概要

(1) 背景と目的

職員の勤務管理にあたっては、厚生労働省が定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、客観的な記録を基礎として出退勤時刻等を確認しなければならないとされており、タイムレコーダー等と連携した勤務情報システムは必要不可欠なものである。

現在、本市で運用している勤務情報システムは、平成21年度に構築したものであり、今年度末に保守期限が到来することから継続利用ができず、来年度以降も引き続き職員の適正な勤務管理を行うため、新たな勤務情報システムの導入を行うものである。

なお、新たなシステムについては、現在のシステムで勤務管理できていない市内の小・中学校及び消防の職員を新たに対象とすると共に、令和5年に人事院から勧告があった1週間の勤務時間を維持した上で週休3日を可能とするフレックスタイム制度に対応したものとし、働きやすい職場環境に繋げる。

また、現在のシステムはオンプレミス型であるが、今後10年間の利用を見越し、インターネット上のクラウド型を採用することで、災害等によるハード損失リスクをなくすと共に、市と学校の両方のネットワークが併存する小・中学校の職員が利用しやすいものとする。

(2) 件名 生駒市勤務情報システム導入業務

(3) 契約内容 別添「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(うち、令和7年3月1日から令和7年3月31日まで試行期間を設けるものとする)

なお、勤務情報システム導入業務完了後、同システムの運用保守等業務について、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約により、令和7年4月1日から5年間の契約を締結する予定である。

2 予定価格

43,246,500円(税込)

なお、参考見積書(必須項目分)の金額が予定価格を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 告示日において、プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を取得していること。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 令和3年度から令和5年度までの3年間において、人口5万人以上の地方自治体に対して勤務情報システムの導入実績があること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
※ 上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (2) 提出期限：令和6年8月22日（木）16時まで（必着）
- (3) 提出先：生駒市人事課（メールアドレス：jinji@city.ikoma.lg.jp）
- (4) 回答日：令和6年8月27日（火）
- (5) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

②以下、ア～サ 原本1部、副本7部

ア 会社概要（様式3）

イ 技術者の概要（様式4）

ウ 業務実績調書（様式5）

エ 担当技術者調書（様式6）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）

カ 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ

キ 工程表（様式9）

ク 機能要件チェックリスト（様式10） ※メールによるデータでの提出も行うこと

ケ 以下いずれかの使用許諾書の写しもしくは登録証の写し

・プライバシーマーク

・ISMS（ISO27001）等

コ 企画提案書（任意様式） ※別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

サ 参考見積書（任意様式）

※参考見積書については、以下の2つの経費を算出し、詳細に記載すること

・勤務情報システム導入業務

勤務情報システム導入に係る必要な経費であり、必須項目分と任意項目分に分けて見積書を作成すること。なお、必須項目分の参考見積書の金額は「2 予定価格」に示す金額を超えないこと

・勤務情報システム運用保守等業務

勤務情報システム導入業務完了後、令和7年4月1日以降に発生する同システムの運用保守等に必要な毎月の経費であり、任意項目の機能で発生する費用がある場合、見積書にその項目と金額を明示すること

③以下、シ～セ 原本1部

なお、本市の令和6年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、シ～セを省略することができる。

シ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書

※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。

ス 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）

※企画提案書提出時前3カ月以内のものに限る。写し可。

セ 誓約書（様式11）

(2) 作成要領

別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年9月4日（水）16時まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市役所総務部人事課（4階46番窓口）
（〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38）

- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

なお、機能要件チェックリスト（様式10）のみ、紙での提出だけでなく生駒市人事課の稲葉(jinji@city.ikoma.lg.jp)あてにメールでもデータを提出すること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は書類選考とし、7の審査基準及び配点（計600点）に基づいて評価し、上位3者を第2次審査対象として選定する。

なお、提案者が3者以下の場合は、第1次審査を省略する。

実施日：令和6年9月9日（月）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対してヒアリングを実施し、7の審査基準及び配点（計600点）に基づいて再評価し、評価点が最も高い提案者を契約候補者として特定する。

なお、ヒアリング時の説明については提出した企画提案書をベースに行うこととし、説明中、実際のシステム画面を映しながら「年次有給休暇申請」及び「時間外勤務申請」の申請から決裁に至るまでのデモンストレーションを行うこと。

実施日：令和6年9月18日（水）午後にオンラインで実施予定

ヒアリング時間：説明25分、質疑応答25分の計50分予定

※詳細な実施日時等については第2次審査対象者に別途通知する。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査（書類審査）

審査結果をメールにより通知する。

② 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

審査結果を書面により通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査内容	点数
業務実績	・他自治体における勤務情報システムの導入実績	25点
業務実施体制	・業務遂行・導入支援可能な実施体制 ・技術責任者の業務経歴 ・再委託の有無	25点
参考見積書	・提案内容に見合った適正な金額	50点
システム機能要件	・「機能要件チェックリスト（様式10）」の対応状況	300点
企画提案・ヒアリング	・デザイン・操作性 ・拡張性・発展性 ・サポート体制 ・セキュリティ対策 ・その他（追加提案・他社にない強み）	200点
合計		600点

8 日程

令和6年8月7日	第1回審査委員会
令和6年8月15日	プロポーザル公告
令和6年8月22日	質問受付〆切 ※16時まで
令和6年8月27日	質問に対する回答期限
令和6年9月4日	企画提案書提出期限 ※16時まで
令和6年9月9日	第2回審査委員会（第1次審査） ※提案者3者以下の場合、省略する。
令和6年9月18日	第3回審査委員会（第2次審査） ※午後に実施予定
令和6年9月25日	結果通知
令和6年10月上旬	契約締結
令和6年10月上旬 ～令和7年3月31日	運用開始準備
令和7年4月1日～	運用開始

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書（必須項目分）の金額が、2. 予定価格を越えたもの
- (7) 仕様書及び機能要件チェックリスト（様式10）の必須要件を満たさないもの

1 0 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 総務部 人事課 担当：稲葉

住 所：〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話番号：0743-74-1111（内線4260）

メールアドレス：jinji@city.ikoma.lg.jp